○奈良県警察事務決裁規程（昭和42年４月７日本部訓令第９号）

［沿革］　昭和42年８月本部訓令第27号、10月第31号、43年６月第15号、第16号、44年３月第６号、46年１月第４号、３月第８号、７月第11号、47年１月第１号、11月第10号、48年１月第２号、３月第４号、第５号、第７号、11月第27号、49年４月第４号、55年４月第９号、56年７月第７号、57年２月第２号、58年４月第５号、59年12月第11号、60年11月第11号、62年３月第８号、63年３月第７号、平成元年５月第６号、３年２月第３号、８月第９号、12月第20号、４年２月第４号、５月第14号、５年９月第25号、６年11月第19号、７年４月第14号、11月第31号、９年８月第12号、10年第15号、12年９月第16号、11月第23号、13年３月第３号、14年５月第13号、９月第18号、15年１月第24号、２月第５号、６月第12号、12月第22号、16年３月第９号、６月第12号、18年３月第７号、19年３月第９号、７月第22号、20年３月第16号、６月第22号、23年６月第11号、24年10月第14号、26年２月第７号、３月第10号、４月第13号、27年12月第14号、28年２月第３号、12月第24号、29年３月第４号、第８号、第12号、６月第14号、30年３月第３号、第９号、31年２月第２号、３月第５号、令和元年６月第19号、２年３月第４号、３年３月第９号、８月第13号、４年３月第４号、第６号、７月第12号改正

（目的）

第１条　この訓令は、奈良県警察における事務の決裁及び専決に関する基準を定め、もって事務遂行上における責任の範囲を明らかにするとともに、事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

（警察本部長の決裁事項）

第２条　警察本部長の決裁を要する事項は、別表第１に定めるとおりとする。

（部長及び本部の所属長の専決事項）

第３条　部長及び本部の所属長は、別表第２に定めるところにより、それぞれ事務の専決をすることができる。

（警察署長の決裁事項等）

第４条　警察署長の決裁を要する事項及び専決することのできる事項は、別表第３に定めるとおりとする。

（異例に属する事項の専決の制限）

第５条　前３条の規定に基づき専決することができる事項であっても、特命のあった事項若しくは特に重要異例又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

（警察署の次長等の専決事項）

第６条　警察署長は、第４条に定める事項その他警察署長の権限に属する事務のうち軽易なものを副署長、次長、刑事官、地域官、交通官その他必要と認めた職員に専決させることができる。ただし、一般的に軽易な事務として専決させることとなっている場合であっても、その対象が当面問題のある場所若しくは人に関係し、又は通例の場合と異なる場合には、専決させてはならない。

２　前項の規定による専決について必要な事項は、別に定める。

（代決）

第７条　第２条から第４条まで及び第６条に規定する事項について、決裁者（専決者を含む。）が不在の場合において急速な処理を要するときは、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第３条から第８条までに定めるところにより、代決をすることができる。

附　則

１　この訓令は、昭和42年４月14日から施行する。

２　奈良県警察事務専決規程（昭和36年９月奈良県警察本部訓令第９号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

３　この訓令施行の際、旧規程によりなされた専決処分で、現に効力を有するものは、なおその効力を有するものとする。

附　則　（昭和42年８月15日本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年８月17日から施行する。

附　則　（昭和42年10月31日本部訓令第31号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和43年６月24日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則　（昭和43年６月29日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則　（昭和44年３月31日本部訓令第６号）

この訓令は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則　（昭和46年１月22日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和46年１月22日から施行する。

附　則　（昭和46年３月31日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則　（昭和46年７月13日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和46年７月13日から施行し、昭和46年４月１日から適用する。

附　則　（昭和47年１月21日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和47年１月21日から施行し、昭和47年１月１日から適用する。

附　則　（昭和47年11月13日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和47年11月１日から適用する。

附　則　（昭和48年１月26日本部訓令第２号）

この訓令は、昭和48年２月１日から施行する。

附　則　（昭和48年３月23日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和48年３月23日から施行する。

附　則　（昭和48年３月26日本部訓令第５号）抄

（施行期日）

１　この規程は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年３月27日本部訓令第７号）

この訓令は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年11月５日本部訓令第27号）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年８月24日から適用する。

（経過規定）

２　この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附　則　（昭和49年４月12日本部訓令第４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和55年４月７日本部訓令第９号）

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕奈良県警察事務決裁規程〔中略〕の規定は、昭和55年４月１日から適用する。

附　則　（昭和56年７月15日本部訓令第７号）

この訓令は、昭和56年７月15日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕奈良県警察事務決裁規程〔中略〕の規定は、昭和56年６月１日から適用する。

附　則　（昭和57年２月25日本部訓令第２号）

この訓令は、昭和57年３月１日から施行する。ただし、〔中略〕通勤手当に関する部分は、昭和57年１月１日から適用〔中略〕する。

附　則　（昭和58年４月１日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則　（昭和59年12月６日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年12月６日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附　則　（昭和60年11月14日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和61年１月１日から施行する。

附　則　（昭和62年３月30日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則　（昭和63年３月10日本部訓令第７号）

この訓令は、昭和63年３月10日から施行する。

附　則　（平成元年５月22日本部訓令第６号）

この訓令は、平成元年５月22日から施行し、〔中略〕平成元年３月24日から適用〔中略〕する。

附　則　（平成３年２月28日本部訓令第３号）

この訓令は、平成３年３月４日から施行する。

附　則　（平成３年８月１日本部訓令第９号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成３年８月１日から施行する。

附　則　（平成３年12月18日本部訓令第20号）

この訓令は、平成４年１月１日から施行する。

附　則　（平成４年２月28日本部訓令第４号）

この訓令は、平成４年３月１日から施行する。

附　則　（平成４年５月１日本部訓令第14号）

この訓令は、平成４年５月１日から施行する。

附　則　（平成５年９月９日本部訓令第25号）

この訓令は、平成５年９月９日から施行する。

附　則　（平成６年11月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成６年11月10日から施行する。

附　則　（平成７年４月21日本部訓令第14号）

この訓令は、平成７年４月21日から施行する。

附　則　（平成７年11月16日本部訓令第31号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成７年11月16日から施行する。

附　則　（平成９年８月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成９年８月28日から施行する。

附　則　（平成９年10月９日本部訓令第15号）

この訓令は、平成９年10月９日から施行する。

附　則　（平成12年９月26日本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年10月１日から施行する。

附　則　（平成12年11月21日本部訓令第23号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附　則　（平成13年３月22日本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年３月26日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成14年５月10日本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年５月10日から施行する。

附　則　（平成14年９月12日本部訓令第18号）

この訓令は、平成14年９月12日から施行する。

附　則　（平成15年１月１日本部訓令第24号）

この訓令は、平成15年１月１日から施行する。

附　則　（平成15年２月20日本部訓令第５号）

この訓令は、平成15年２月25日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成15年６月16日本部訓令第12号）

この訓令は、平成15年６月16日から施行する。

附　則　（平成15年12月25日本部訓令第22号）

この訓令は、平成16年１月１日から施行する。

附　則　（平成16年３月31日本部訓令第９号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則　（平成16年６月29日本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年７月１日から施行する。

附　則　（平成18年３月28日本部訓令第７号）

この訓令は平成18年４月１日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成19年３月28日本部訓令第９号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成19年７月24日本部訓令第22号）

この訓令は、平成19年７月24日から施行する。

附　則　（平成20年３月21日本部訓令第16号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成20年３月28日から施行する。

附　則　（平成20年６月26日本部訓令第22号）

この訓令は、平成20年６月26日から施行する。

附　則　（平成23年６月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年７月１日から施行する。

附　則　（平成24年10月25日本部訓令第14号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附　則　（平成26年２月24日本部訓令第７号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成26年３月４日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成26年３月19日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年３月25日から施行する。

附　則　（平成26年４月１日本部訓令第13号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　（平成27年12月17日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年１月１日から施行する。

附　則　（平成28年２月19日本部訓令第３号）

この訓令は、平成28年２月26日から施行する。

附　則　（平成28年12月22日本部訓令第24号）

この訓令は、平成29年１月３日から施行する。

附　則　（平成29年３月15日本部訓令第４号）

この訓令は、平成29年３月24日から施行する。

附　則　（平成29年３月21日本部訓令第８号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則　（平成29年３月31日本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則　（平成29年６月９日本部訓令第14号）

（施行期日）

１　この訓令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号。次項において「改正法」という。）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日（平成29年６月14日）から施行する。

（経過措置）

２　改正法附則第５条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第２条の

規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第６条第１項に規定する命令に係る事務の専決に関する基準については、この訓令による改正前の奈良県警察事務決裁規程別表第２の２本部の所属長の専決事項の表39の４の項及び39の５の項の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

附　則　（平成30年３月14日本部訓令第３号）

この訓令は、平成30年３月23日から施行する。

附　則　（平成30年３月30日本部訓令第９号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年２月４日本部訓令第２号）

この訓令は、平成31年２月４日から施行する。

附　則　（平成31年３月15日本部訓令第５号）

この訓令は、平成31年３月27日から施行する。

附　則　（令和元年６月28日本部訓令第19号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月10日本部訓令第４号）抄

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月23日本部訓令第９号）

この訓令は、令和３年３月26日から施行する。

附　則　（令和３年８月24日本部訓令第13号）

この訓令は、令和３年８月26日から施行する。

附　則　（令和４年３月14日本部訓令第４号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年３月15日から施行する。

附　則　（令和４年３月24日本部訓令第６号）

この訓令は、令和４年３月25日から施行する。

附　則　（令和４年７月26日本部訓令第12号）

この訓令は、令和４年７月26日から施行する。

別表第１（第２条関係）

本部長決裁事項

番号	事務内容	主管課	摘要
1	奈良県警察の組織、運営等に関して規定した奈良県条例、奈良県規則、奈良県人事委員会規則、奈良県公安委員会規則等の制定又は改正の手続きに関すること。	各所属共通	
2	公安委員会会議に提出する議案（定例的な旬報、月報等を除く。）に関すること。	〃	定例的な旬報、月報等の例 １　風俗営業関係事務取扱状況報告 ２　銃砲等又は刀剣類、火薬類及び高圧ガス関係事務処理状況報告 ３　質屋、古物及び金属くず営業事務処理状況報告 等
3	奈良県警察本部訓令及び告示の制定又は改正に関すること。	〃	
4	警察施策の立案に関すること。	〃	
5	重要な行事に関すること。	〃	重要なものの例 本部長の出席を求めて行う式典、会議、催し等
6	議会関係の答弁資料に関すること。	〃	
7	県市町村等の関係機関との重要な連絡に関すること。	〃	重要な例 関係機関の全面的な協力を求め、又は政治的関連の行事、施策等
8	請願書、陳情等の処理に関すること。	〃	
9	各行政機関との協定又は協議事項で重要なものに関すること。	〃	重要なものの例 自衛隊などとの捜査に関する協定等
10	重要な投書の処理に関すること。	〃	重要な投書の例 １　警察運営上参考となるもの ２　本部長の意思表示を必要とするもの ３　報道機関にとりあげられ、又は社会的反響を呼ぶようなもの 等
10の2	行政文書の開示等に関すること。	〃	
10の3	個人情報の開示等に関すること。	〃	

11	寄附又は贈与の収受に関すること。	会計 警務 各所属 共通	
12	別に定める犯罪の捜査指揮に関すること。	全安身人 少対策、 活年、 生環境、 サイバー犯罪対策、 捜査第一、 捜査第二、 組織犯罪対策、 交通指導、 公安及び外事の各課並びに高速道路交通警察隊	別に定める犯罪の例 奈良県警察捜査指揮規程に定める本部長指揮事件
13	被疑者の事故報告に関すること。	当該被疑者に係る事件の主管課	
14	職員の任免及び配置に関すること。	警務	
15	職員の分限処分及び復職の決定に関すること。	〃	
16	職員（会計年度任用職員を除く。）の育児休業（部分休業を除く。）に関すること。	〃	
17	警察官の採用試験の施行に関すること。	〃	
18	昇任試験及び選考試験の施行に関すること。	〃	
19	特別昇給の決定に関すること。	〃	
20	各所属間における応援派遣の承認に関すること。	〃	
21	警察大学校並びに管区警察学校及び奈良県警察学校（専科を除く。）への入校に関すること。	〃	
22	年度教養計画に関すること。	〃	
23	年間主要行事計画に関すること。	総務	
24	県費の支出負担行為（給与、旅費、光熱水料、消耗品その他の定例又は軽易な経費に係るものを除く。）に関すること。	会計 施設装備	
25	国庫補助金の事業実施計画に関すること。	〃	
26	国費の支出負担行為及び支出決	〃	

	議に関すること。		
27	部長及び本部の所属長の旅行命令に関すること。	会　　計	
28	債権管理上必要な決定に関すること。	〃	
29	予算の要求、配当(内示)並びに県費予備費の充当要求及び県費予算の流用に関すること。	〃	
30	歳入歳出の決算に関すること。	〃	
31	国費歳入の徴収決定上必要な決議に関すること。	〃	
32	国費捜査費の交付決定に関すること。	〃	
33	国有物品の取得、保管、供用及び処分に関すること。	〃	
34	国有物品の無償使用に関すること。	〃	
35	財産の取得、保管、供用及び処分に関すること。	施設装備	
36	国有財産の無償使用に関すること。	〃	
37	営繕の執行決定に関すること。	〃	
38	財産及び物品の火災、盗難損傷等の報告に関すること。	〃	
39	国、県有以外の警察用土地建物等の貸借に関すること。	〃	
40	工事監督員、検査員、会計補助員等の任命に関すること。	〃	
41	被留置者の事故に関すること。	留置管理	
42	懲戒処分の決定に関すること。	監　　察	
43	不利益処分の応訴に関すること。	〃	
44	不利益審査申立に対する答弁に関すること。	〃	
45	表彰及び叙位叙勲の上申並びに本部長名による表彰及び感謝状の授与に関すること。	〃	
45の2	職員に係る重大な事故報告に関すること。	〃	
45の3	規律違反者に対する勤務停止措置等の命令に関すること。	〃	
46	検察官からの銃器の引継ぎに関すること。	組織犯罪対　　策	
			重要なものの例

47	重要な雑踏警備に関すること。	地　　域	１　県警備本部を設置するような事案 ２　本部長指定行事の雑踏警備 等
48	雑踏警備に伴う応援派遣（小規模なものを除く。)に関すること。	〃	
49	超短波無線局の設置に関すること。	通信指令	
50	重要な警備実施（雑踏警備を除く。)に関すること。	警　　備	重要なものの例 １　県警備本部を設置するような事案 ２　社会的反響の大きい特異事案 等
51	警備実施（雑踏警備を除く。)に伴う応援派遣（小規模なものを除く。)に関すること。	〃	
52	消防機関との相互応援に関すること。	〃	
53	警察庁に対する緊急事態報告に関すること。	〃	
54	警備要員の召集に関すること。	〃	
55	警衛に関すること。	〃	
56	重要な警護に関すること。	〃	
57	機動隊及び特別機動隊の教養訓練計画に関すること。	機 動 隊	
58	優良自動車運転者のベスト・ドライバー顕彰に関すること。	運転免許	
59	学校教養計画の策定に関すること。	警察学校	
60	前各号に掲げるもののほか、これに準ずる重要な事務に関すること。		

別表第２（第３条関係）

１　部長専決事項

番号	事務内容	主管部長 (主管課)	摘要
1	警部補及びこれに相当する職員以下の職員を召集して行う会議に関すること。	各部長 〔各所属 共通〕	会議の例 １　新任職員講習会 ２　係長、主任会議 ３　検討研究会 等
2	県市町村等の関係機関との軽易な連絡に関すること。	〃	軽易な例 主管部において処理できる事務
3	部内の所属長の願届の処理に関すること。	〃	
4	各種実施細目（細則）の承認に関すること。	〃	各種実施細目の例 １　警察署処務細則 ２　警察署地域警察運営細則 等
5	軽易な一般教養（術科及び警備訓練を含む。）の実施に関すること。	〃	軽易な一般教養の例 本部員の定例教養等定例的なもの
6	管区警察学校及び奈良県警察学校（専科に限る。）への入校に関すること。	〃	
7	報道機関への軽易な広報資料の提供に関すること。	〃	
8	緊急配備に関すること。	〃	
9	行政文書の開示請求等に関すること。	警務部長 〔各所属 共通〕	従前に同一の行政文書の開示請求が行われており、これと同様の決定を行う場合に限る。
10	個人情報の開示請求等に関すること。	〃	従前に同一の個人情報の開示請求が行われており、これと同様の決定を行う場合に限る。
11	職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年３月奈良県人事委員会規則第16号）第14条第１項第３号の規定に基づく特別休暇の期間の延長に関すること。	〃	
12	職員（会計年度任用職員を除く。）の営利企業等従事許可願の承認に関すること。	〃 (警務課)	
13	職員（会計年度任用職員を除く。）の職務に専念する義務の免除承認に関すること。	〃	
14	部長及び所属長の事務引継書に関すること。	〃	

15	署長の願届の処理に関すること。	〃	
16	解雇予告除外認定申請手続に関すること。	〃	
17	警察官採用試験の実施に関すること。	〃	
18	警察官の職務に協力援助した者の災害の認定及び諸給付金額の決定に関すること。	〃	
19	各所属間における小規模応援派遣の承認に関すること。	〃	
20	勤務に係る承認に関すること。	〃	
21	奈良県警察の沿革史に関すること。	〃	
22	術科技能検定、体力検定及び柔剣道段級審査に関すること。	〃	
23	各種術科大会等への選手の派遣に関すること。	〃	
24	月間主要行事計画に関すること。	〃 （総務課）	
25	行事の調整に関すること。	〃	
26	国庫補助金の申請に関すること。	〃 〔会計課 施　設 装備課〕	
27	拾得物等の検査、監査の実施に関すること。	〃 （会計課）	
28	拾得物件の引継ぎに関する職員の任命に関すること。	〃	
29	規定外腕章等の着装の承認に関すること。	〃 〔施　設 装備課〕	
30	被留置者の避難及び解放の指揮に関すること。	〃 〔留　置 管理課〕	
30の2	広報資料の発行に関すること。	〃 〔県民サー ビス課〕	
30の3	各種報道機関への便宜供与に関すること。	〃	
30の4	音楽隊の訓練計画、部内外への派遣演奏（派遣要請を含む。）その他の音楽隊の運営に関すること。	〃	
30の5	音楽隊員の指名及び解除に関すること。	〃	
31	教授細目の策定に関すること。	〃	

		〔警察学校〕	
32	指名手配及び指名手配被疑者の身柄の受け渡しに関すること。	刑事部長〔刑事企画課〕	
33	警察に協力した質屋営業者に対する報償に関すること。	〃〔捜査第一課〕	
33の2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第32条の３第８項の規定に基づく情報の提供、暴力団員に対する警告、相談の申出人等の保護その他の配慮に関すること。	〃〔組織犯罪対策課〕	
33の3	暴力団対策法第35条第４項の規定に基づく通知に関すること。	〃	
34	身元不明変死人の手配に関すること。	〃（鑑識課）	
35	鑑識技能検定に関すること。	〃	
36	警察犬の嘱託に関すること。	〃	
37	重要事件の犯罪鑑識に関すること。	〃〔鑑識課科学捜査研究所〕	重要事件の例 １　本部長指揮事件 ２　公開捜査事件 ３　現場臨検班要出動事件 等
38	生活安全対策の企画及びその運営結果に関すること。	生活安全部長〔生活安全企画課〕	
39	風俗営業等の行政処分で営業停止又はその他の処分を相当とする意見の決定に関すること。	〃	
40	自衛隊に対する爆発物の処理要請に関すること。	〃	
41	重要な被保護者等の取扱いに関すること。	〃〔人身安全対策課〕	１　一家心中のおそれのある家出 ２　少年の集団家出 ３　他府県に手配を要する事案 等
42	小規模な雑踏警備に関すること。	〃（地域課）	
43	奈良県山岳遭難対策本部との連絡協調に関すること。	〃	
44	警ら用無線自動車の運用に関すること。	〃	
45	無線電話の運用に関すること。	〃	

		〔通　信 指令課〕	
45の2	奈良県警察航空隊の運営等に関する訓令第７条、第16条から第18条まで及び第31条に規定する毎年度の航空事故防止に関する計画、警察職員及び部外者の航空機使用（搭乗）承認及び定期検査結果報告の受理に関すること。	警備部長 （警備課）	
46	小規模な警備実施に関すること。	〃	小規模な警備実施（雑踏警備を除く。）の例 警察署限りで措置できる事案
47	通例の警護に関すること。	〃	通例の警護の例 小規模な警護要員で実施できる警護
48	機動隊の教養訓練実施に関すること。	〃 （機動隊）	
49	特別機動隊員の教養訓練実施に関すること。	〃	
50	管区内及び県下一斉の交通取締りに関すること。	交通部長 〔交　通 指導課〕	
51	交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金の報償区分等の認定に関すること。	〃	
52	交通警察に対する申告等の処理に関すること。	〃 〔交　通 企画課〕	
53	道路交通法第90条第１項、第５項及び第１０３条第１項の規定に基づき90日以上の期間の運転免許（以下「免許」という。）の保留、免許を与えた後における効力の停止及び免許の効力の停止の処分を行うこと。	〃 〔運　転 免許課〕	
54	優良自動車運転者の上級顕彰に関すること。	〃	

２　本部の所属長の専決事項

番号	事務内容	主管課	摘要
1	主管事務に関する調査、企画等の資料の照復に関すること。	各所属共通	
2	定例的な統計、報告、資料等の処理に関すること。	〃	定例的な統計、報告、資料等の例 １　署から提出する各種旬報、月報、年報などの集計又は検討 ２　警察統計規則等に基づく警察庁への統計資料の送付 等
3	軽易な投書の処理に関すること。	〃	軽易な投書の例 １　中傷にわたるもの ２　警察運営上問題にならないもの 等
4	行政手続法（平成５年法律第88号）第７条の規定に基づく申請の形式上の要件に適合しているかどうかの判定及び形式上の要件に適合しない申請の補正要求	〃	
４の２	行政手続法第９条第１項の規定に基づく申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しの提示	〃	
４の３	行政手続法第９条第２項の規定に基づく申請に必要な情報の提供	〃	
４の４	行政手続法第11条第２項の規定に基づく他の行政庁との連絡等	〃	
４の５	行政手続法第15条第１項の規定に基づく聴聞の通知	〃	
４の６	行政手続法第15条第３項の規定に基づく不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示	〃	
４の７	行政手続法第16条第３項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認	〃	
４の８	行政手続法第16条第4項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理	〃	
４の９	行政手続法第17条第３項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認（第16条第３項の準用）	〃	
４の10	行政手続法第17条第３項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理（第16条第４	〃	

	項の準用）		
４の11	行政手続法第18条第１項及び第２項の規定に基づく文書等の閲覧の許可	〃	
４の12	行政手続法第18条第３項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の指定	〃	
４の13	行政手続法第22条第３項の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示（第15条第３項の準用）	〃	
４の14	行政手続法第24条第４項の規定に基づく聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の許可	〃	
４の15	行政手続法第25条の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示（第22条第３項の規定による第15条第３項の準用）	〃	
４の16	行政手続法第29条第２項の規定に基づく証拠書類等の受理	〃	
４の17	行政手続法第30条の規定に基づく弁明の機会の付与を行う場合の書面による通知	〃	
４の18	行政手続法第31条の規定に基づく弁明の機会の付与に係る不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示（第15条第３項の準用）	〃	
４の19	行政手続法第31条の規定に基づく代理人の資格の証明の確認（第16条第３項の準用）	〃	
４の20	行政手続法第31条の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理（第16条第４項の準用）	〃	
４の21	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第４条第１項の規定に基づく代理人資格証明書の受理	〃	
４の22	聴聞規則第９条第１項の規定に基づく聴聞の期日又は場所の変更	〃	
４の23	聴聞規則第９条第２項の規定に基づく聴聞の期日又は場所の変更申出書の受理	〃	
４の24	聴聞規則第９条第３項の規定に基づく聴聞の期日又は場所の変更の通知	〃	

４の25	聴聞規則第10条第１項の規定に基づく文書閲覧請求書の受理	〃	
４の26	聴聞規則第10条第２項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の通知	〃	
４の27	聴聞規則第12条第１項の規定に基づく聴聞の審理の公開の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示	〃	
４の28	聴聞規則第19条第１項の規定に基づく聴聞調書等閲覧請求書の受理	〃	
４の29	聴聞規則第19条第２項の規定に基づく聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びに通知	〃	
４の30	聴聞規則第24条第１項の規定に基づく代理人資格証明書の受理（第４条第１項の準用）	〃	
４の31	聴聞規則第24条第１項の規定に基づく提出物目録の作成（第11条第１項の準用）	〃	
４の32	聴聞規則第24条第１項の規定に基づく提出物目録の写しの交付（第11条第２項の準用）	〃	
４の33	聴聞規則第24条第１項の規定に基づく証拠書類等の返還（第11条第３項の準用）	〃	
４の34	聴聞規則第24条第２項の規定に基づく弁明の日時又は場所の変更（第９条第１項の準用）	〃	
４の35	聴聞規則第24条第２項の規定に基づく弁明の日時又は場所の変更申出書の受理（第９条第２項の準用）	〃	
４の36	聴聞規則第24条第２項の規定に基づく弁明の日時又は場所の変更の通知（第９条第３項の準用）	〃	
４の37	行政文書の開示請求等に関すること。	〃	開示請求等の例 １　補正の通知 ２　事案移送の通知 ３　開示決定等の期限の延長に関する通知 ４　行政文書の開示請求に関する意見の照会 ５　開示実施日の通知
４の38	個人情報の開示請求等に関すること。	〃	開示請求等の例 １　開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る補正の通知 ２　開示請求及び訂正請求に係る事案移送の通知 ３　開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期

			限の延長に関する通知 ４　個人情報の開示請求に関する意見の照会 ５　個人情報の開示決定に係る通知 ６　確認書の提出依頼 ７　個人情報の訂正に係る通知
5	事務連絡に関すること。	〃	
6	定期刊行物（新規発行を除く。）並びに教養資料の作成及び配布に関すること。	〃	定期刊行物及び教養資料の例 １　生活安全だより ２　統計だより ３　教養の泉 ４　鑑識だより 等
7	所属職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	〃	
7の2	所属職員の年次有給休暇、特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第１項第３号の規定に基づく特別休暇の期間の延長を除く。）、介護休暇、介護時間及び欠勤に関すること。	〃	
8	所属職員の部分休業に関すること。	〃	
8の2	所属職員の奈良県外居住（移転）願の承認に関すること。	〃	
8の3	所属職員の海外渡航の承認に関すること。	〃	
8の4	所属職員（会計年度任用職員に限る。）の職務に専念する義務の免除承認に関すること	〃	
9	所属職員の通勤手当支給の認定に関すること。	〃	
10	会計年度任用職員の採用、退職、育児休業及び休職処分に関すること。	警務課	
11	会計年度任用職員の営利企業等従事許可願及び他団体従事等届出に関すること。	〃	
12	初任給の決定に関すること。	〃	
13	定期昇給及び昇格の決定に関すること。	〃	
14	公務災害補償に関する諸願届、報告、申請等の 処理に関すること。	〃	
15	扶養親族の認定に関すること。	〃	
16	住居手当の認定に関すること。	〃	

16の2	単身赴任手当の認定に関すること。	〃	
17	児童手当の認定に関すること。	〃	
18	退職手当の支給決定に関すること。	〃	
18の2	公舎への入居の許可及び命令に関すること。	施設装備課	
18の3	公舎敷地の自動車保管場所としての使用承認に関すること。	〃	
19	警察庁に対する拳銃等の損傷に関する報告及び修理申請に関すること。	〃	
20	有線通信施設、移動等の手続きに関すること。	〃	
21	有線通信の使用統制に関すること。	〃	
22	車両及び燃料の配分に関すること。	〃	
23	警察手帳の亡失に関すること。	〃	
23の2	警察施設の見学に関すること。	県民サービス課	
24	恩給申請書の進達に関すること。	厚生課	
25	奈良県警察職員健康管理規程に基づく諸願届、報告、申請に関すること。	〃	
26	削除		
27	削除		
28	指名手配及び捜査共助に関すること。	刑事企画課	
29	刑事訴訟法第193条に基づく一般的指揮権による逮捕状、勾留状、勾引状、収容状等の執行に関すること。	〃	
30	刑事日報に関すること。	捜査第一課	
31	品触に関すること。	〃	
32	移動警察の勤務計画に関すること。	〃	
32の2	暴力団対策法第12条の４第２項の規定に基づく指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）及び同法第35条第１項の規定に基づく仮の命令に係る書類の送達及び公示送達に関すること。	組織犯罪対策課	

32の3	事務所の使用制限の仮の命令に係る標章の貼付け及び標章の取除きに関すること。	〃	
32の4	法令又は条例の規定に基づき行政機関等から暴力団排除に関して意見を求められた場合の意見陳述又は意見照会を求められた場合の意見の提出に関すること（当該意見陳述又は意見の提出に係る者が、当該法令又は条例に規定する暴力団員その他の者に該当しない旨の意見陳述又は意見の提出を行う場合に限る。）。	〃	法令又は条例の例 １　廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ２　貸金業法 ３　特定非営利活動促進法 ４　自転車競技法施行規則 ５　奈良県営住宅条例 等
33	指紋資料の処理に関すること。	鑑識課	
34	鑑識写真の処理に関すること。	〃	
35	警察犬の運用に関すること。	〃	
36	足こん跡の処理に関すること。	〃	
36の2	海外渡航者等に対する犯罪経歴証明書の発給に関すること。	〃	
37	鑑定及び検査に関すること。	科学捜査研究所	
38	鑑定嘱託に関すること。	〃	
39	被保護者等の取扱いに関すること。	人身安全対策課	
39の2	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第４条第１項の規定に基づく警告を求める旨の申出の受理及び警告の実施	〃	
39の3	ストーカー規制法第４条第３項又は第４項の規定に基づく通知	〃	
39の4	ストーカー規制法第５条第１項又は第３項の規定に基づく禁止命令等の申出の受理	〃	
39の5	ストーカー規制法第５条第４項において準用する行政手続法（以下「準用行政手続法」という。）第15条第１項の規定に基づく意見の聴取の通知	〃	
39の6	準用行政手続法第15条第３項の規定に基づく緊急禁止命令等を受けた者の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示	〃	
39の7	準用行政手続法第16条第３項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認	〃	
39の8	準用行政手続法第16条第４項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理	〃	

39の9	準用行政手続法第17条第３項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認（準用行政手続法第16条第３項の準用）	〃	
39の10	準用行政手続法第17条第３項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理（準用行政手続法第16条第４項の準用）	〃	
39の11	準用行政手続法第18条第１項及び第２項の規定に基づく文書等の閲覧の許可	〃	
39の12	準用行政手続法第18条第３項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の指定	〃	
39の13	準用行政手続法第22条第3項の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示（準用行政手続法第15条第3項の準用）	〃	
39の14	準用行政手続法第24条第４項の規定に基づく意見の聴取調書及び意見の聴取報告書の閲覧の許可	〃	
39の15	準用行政手続法第25条の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示（準用行政手続法第22条第３項の規定による第15条第３項の準用）	〃	
39の16	ストーカー規制法第５条第６項又は第７項の規定に基づく通知	〃	
39の17	ストーカー規制法第５条第９項の規定に基づく禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理	〃	
39の18	ストーカー規制法第５条第10項の規定に基づく通知（同条第６項又は第７項の準用）	〃	
39の19	ストーカー規制法第５条第11項ただし書の規定に基づく口頭での禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分	〃	
39の20	ストーカー規制法第７条第１項の規定に基づく援助を受けたい旨の申出の受理及び援助の実施	〃	
39の21	ストーカー規制法第13条第１項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の要求又は質問の実施の指示	〃	
39の22	ストーカー規制法第13条第２項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の要求又は質問の実施の指示	〃	

39の23	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「ストーカー規制法施行規則」という。）第２条第１項又は第２項の規定に基づく警告書の交付	〃	
39の24	ストーカー規制法施行規則第７条の規定に基づく他の都道府県警察への通知及び他の都道府県警察からの通知の受理	〃	
39の25	ストーカー規制法施行規則第11条の規定に基づく禁止等命令書又は禁止命令等有効期間延長処分書の交付送達及び同条ただし書の規定に基づく郵便又は信書便による送達	〃	
39の26	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「ストーカー規制法意見聴取規則」という。）第３条第１項の規定に基づく代理人資格証明書の受理	〃	
39の27	ストーカー規制法意見聴取規則第８条第１項の規定に基づく意見の聴取の期日又は場所の変更	〃	
39の28	ストーカー規制法意見聴取規則第８条第２項の規定に基づく意見の聴取の期日又は場所の変更申出書の受理	〃	
39の29	ストーカー規制法意見聴取規則第８条第３項の規定に基づく意見の聴取の期日又は場所の変更の通知	〃	
39の30	ストーカー規制法意見聴取規則第９条第１項の規定に基づく文書閲覧請求書の受理	〃	
39の31	ストーカー規制法意見聴取規則第９条第２項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の通知	〃	
39の32	ストーカー規制法意見聴取規則第11条第１項の規定に基づく意見の聴取の審理の公開の通知並びに意見の聴取の期日及び場所の公示	〃	
39の33	ストーカー規制法意見聴取規則第18条第１項の規定に基づく意見の聴取調書等閲覧請求書の受理	〃	
39の34	ストーカー規制法意見聴取規則第18条第２項の規定に基づく意見の聴取調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びに通知	〃	
40	街頭補導活動に関すること。	少 年 課	

41	連戻し援助要求に基づく手配に関すること。	〃	
42	列車警乗計画に関すること。	地域課	
43	銀行券輸送警備に関すること。	〃	
44	無線従事者の選任及び解任に関すること。	通信指令課	
45	一斉指令通話の運用に関すること。	〃	
45の2	貸金業法第44条の２第３項の規定に基づき奈良県知事から意見を求められた場合の意見陳述に関すること。（当該意見を求められた事項が、同法第12条の５、第21条第１項（第24条第２項、第24条の２第２項、第24条の３第２項、第24条の４第２項及び第24条の５第２項において準用する場合を含む。）、第24条第３項、第24条の２第３項又は第24条の３第３項の規定に違反する事実に該当しない場合に限る。）	生活環境課	
45の3	奈良県警察航空隊の運営等に関する訓令第７条及び第15条に規定する四半期別整備計画、四半期別訓練計画、月別運航計画、臨時発着場の指定及び臨時発着場調査報告の受理に関すること。	警備課	
46	災害情報及び警報の伝達に関すること。	〃	
47	他府県警察より依頼の招集事務に関すること。	〃	
48	交通安全教育、交通安全運動に関すること。	交通企画課	
49	交通環境の調査改善に関すること。	〃	
50	交通モニター制度の運用に関すること。	〃	
51	道路標識及び道路標示の維持管理に関すること。	交通規制課	
52	交通取締りの通常業務に関すること。	交通指導課	
53	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第７条第２項の規定に基づく地方運輸局長に対する通知	〃	
54	道路交通法第92条の規定に基づき、仮運転免許証を交付すること。	運転免許課	
	道路交通法第90条第１項、第５		

55	項及び第１０３条第１項の規定に基づき90日未満の期間の運転免許の保留、免許を与えた後における効力の停止及び免許の効力の停止の処分を行うこと。	〃	
56	道路交通法第１０６条の２の規定に基づき、仮運転免許の取消し処分を行うこと。	〃	
57	道路交通法第90条第12項及び第１０３条第10項の規定に基づき免許の効力の停止の期間を短縮すること。	〃	
57の２	道路交通法の規定に基づく聴聞又は意見の聴取の通知手続	〃	
58	優良自動車運転者の初級顕彰及び中級顕彰に関すること。 優良自動車運転者の優良賞及び優良バッジの再交付並びに返納に関すること。	〃	
59	警察学校入校生に関する記録調書に関すること。	警察学校	
60	初任科教養実施概況報告に関すること。	〃	

３　交通反則通告官の専決事項

番号	事　務　内　容	主管課	摘　要
1	道路交通法第１２６条第３項の規定に基づく告知報告の受理に関すること。	交通指導課	
2	道路交通法第１２７条第１項の規定に基づく通告に関すること。	〃	
3	道路交通法第１２９条第２項の規定に基づく公示通告に関すること。	〃	
4	道路交通法第１３０条の規定に基づく不納付事件の送致（奈良県警察捜査指揮規程別表第１　１に掲げる者が行った事件を除く。）に関すること。	〃	

別表第３（第４条関係）

署長決裁（専決を含む。）事項

番号	事　務　内　容	備　考
1	所属内警部補以下及びこれと同等の職員の配置に関すること。	
2	署達に関すること。	
3	指導取締り等の計画及び実施に関すること。	
4	本部長に進達、上申、申請等を必要とする事案の処理に関すること。	
5	監督者会議に関すること。	
6	部外者の参加する会議その他の行事に関すること。	
7	要即報事案の処理に関すること。	要即報事案 奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第41条に規定する即報事項
8	秘密文書の確認、解除又は複写に関すること。	
9	令達文書及び重要な一般文書の処理に関すること。	重要な一般文書の例 署で起案し処理するもの
10	重要な注意報告の処理に関すること。	重要なものの例 １　署長の意思表示を必要とするもの ２　本部の主管部課へ報告を要するもの 等
11	警察署沿革史の記録及び保管に関すること。	
12	報道機関への広報資料の提供に関すること。	
13	県費の歳入の徴収に関すること。	
14	県費の支出負担行為に関すること。	
15	県費の歳入歳出外現金及び保管有価証券の通知に関すること。	
16	県有物品の出納の通知に関すること。	
17	無償使用国有物品の管理に関すること。	
18	警察用財産の管理に関すること。	
19	遺失物及び拾得物の処理に関すること。	
20	署長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	

21	署員の年次有給休暇、特別休暇（職員勤務時間、休暇等に関する規則第14条第１項第３号の規定に基づく特別休暇の期間の延長を除く。）、介護休暇、介護時間及び欠勤に関すること。	
22	署員の部分休業に関すること。	
23	署員の奈良県外居住（移転）願の承認に関すること。	
24	署員の海外渡航の承認に関すること。	
25	署員（会計年度任用職員に限る。）の職務に専念する義務の免除承認に関すること。	
26	署員の通勤手当支給の認定に関すること。	
27	警察署の通信の管理運用に関すること。	
28	奈良県警察職員健康管理規程に定める諸願届、報告、申請等の処理に関すること。	
29	署員の功過に関すること。	
30	部外者のほう賞に関すること。	
31	所属の提案審査委員会に関すること。	
32	警察署の年度教養計画に関すること。	
33	研修日教養その他一般教養（術科を含む。）の実施に関すること。	
34	留置場の保守管理に関すること。	
34の2	行政文書の開示請求等に関すること。	開示請求等の例 １　補正の通知 ２　事案移送の通知 ３　開示決定等の期限の延長に関する通知 ４　行政文書の開示請求に関する意見の照会 ５　開示実施日の通知
34の3	個人情報の開示請求等に関すること。	開示請求等の例 １　開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る補正の通知 ２　開示請求及び訂正請求に係る事案移送の通知 ３　開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限の延長に関する通知 ４　個人情報の開示請求に関する意見の照会 ５　個人情報の開示決定に係る通知 ６　確認書の提出依頼 ７　個人情報の訂正に係る通知
35	別に定める犯罪の捜査指揮に関すること。	

36	品触の発行に関すること。	
37	収容状、捜査嘱託書、捜査依頼書等の処理に関すること。	
38	質屋営業法第23条、古物営業法第21条及び奈良県金属くず営業条例第12条の規定に基づく差止めに関すること。	
39	署員の招集に関すること。	
40	道路標識等の維持管理に関すること。	
41	道路使用の許可に関すること。	
42	違法工作物に対する措置に関すること。	
43	沿道の工作物等の危険防止措置に関すること。	
44	１か月以内の通行の禁止及び制限に関すること。	
45	指定駐車禁止場所における駐車許可に関すること。	
46	道路交通法第51条の規定に基づく違法駐車車両（積載物を含む。）の移動保管事務及びそれに伴う公示・売却・廃棄に関すること。	
47	車両の積載又は乗車の制限許可に関すること。	
48	道路使用許可における道路管理者との協議に関すること。	
49	前各号に掲げるもののほか、これに準ずる事務に関すること。	